

**大阪市における障がい者スポーツセンターの
今後のあり方について(案)
【概要版】**

**令和3年11月
市政改革室**

大阪市における障がい者スポーツセンターの今後のあり方にかかる主な論点

1 これまでの経過

平成24年度に策定した「市政改革プラン」において、他都市での実施状況や本市の厳しい財政状況を踏まえると、基礎自治体として単独で現行の2館（長居障がい者スポーツセンター、舞洲障がい者スポーツセンター）体制を維持することは困難であるとされた。

その後の大都市制度の検討においては、障がい者スポーツセンターの運営は基礎自治体事務に分類され、一部事務組合を設けて共同処理する事務として整理された経過がある。

このような中、令和2年度に、福祉局が長居障がい者スポーツセンターについて構造躯体の耐力度調査を行い、建物の構造耐力や健全度等、構造上の課題が明らかになったことなどから、過去の経過を踏まえ、本市の障がい者スポーツセンターの今後のあり方を検討することとなった。

2 決定いただきたい事項

現状、長居と舞洲の両障がい者スポーツセンターが果たしている拠点施設としての機能の維持について要否を決定するとともに、機能を維持する場合の長居障がい者スポーツセンターの老朽化対応と、現行の2館体制の今後のあり方について決定するものである。

目 次

1	本市障がい者スポーツセンターの施設概要〔第4章〕	1
2	障がい者スポーツ関連法令〔第1章〕	2
3	本市における障がい者及び障がい者スポーツの現状〔第2,3,4章〕	3
4	利用者等へのアンケート結果の概要〔第6章〕	6
5	他都市比較（利用者数等）〔第5章〕	8
6	他都市比較（運営コスト）〔第5章〕	9
7	新公会計制度によるコスト比較〔第5章〕	10
8	現状分析〔第7章〕	11
9	障がい者スポーツ拠点施設の将来の方向性〔第8章〕	12
10	長居障がい者スポーツセンターの建替えに向けた今後の検討の留意事項〔第9章〕	14
《参考》長居公園内の主な建築物		15

本概要版は、「大阪市における障がい者スポーツセンターの今後のあり方について（案）」
報告書本文より抜粋しており、一部構成を入れ替えた形で作成している。

※ []内は本文の章を表す。

1 本市障がい者スポーツセンターの施設概要

	長居障がい者スポーツセンター	舞洲障がい者スポーツセンター
所在地	東住吉区長居公園1番32号 (Osaka Metro・JR長居駅すぐ)	此花区北港白津二丁目1番46号 (JR桜島駅よりシャトルバスで約10分)
開館	昭和49年5月(築47年)	平成9年10月(築24年)
敷地・延床面積	13,273㎡・8,503㎡	18,120㎡・14,374㎡ (うちスポーツ施設10,371㎡)
主な施設	体育室、トレーニング室、プール、卓球室、 ボウリング室、屋外運動場、会議室・多目的室	アリーナ、トレーニング室、プール、卓球室、ボウリング室、 サブアリーナ、会議室・多目的室、宿泊室、研修室
R元年度延べ利用者数 (H30年度)	31万1千人 (34万5千人)	22万5千人 (25万7千人)
開館からの累計	1,121万6千人	509万4千人
設置趣旨	昭和39年の東京パラリンピックの開催を契機として、障がいのある人が、健康の増進、機能の回復・向上を図るほか、精神的にも自信と勇気を養い、社会参加を増やし豊かな日常生活を送ることに寄与できるよう、障がい者スポーツセンターを長居に設置	長居障がい者スポーツセンターの利用者が20万人を超え、重度の障害のある人も宿泊でき、競技大会等にも対応できる新たな障がい者スポーツセンターを市内北部地域に設置
位置図		
根拠条例	大阪市障害者スポーツセンター条例・同施行規則	
主な事業	障がい者スポーツの指導、スポーツ教室、各種レクリエーション事業等の開催 など	
指定管理者	社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会 (指定期間：令和3年4月～令和8年3月)	

2 障がい者スポーツ関連法令

障がい者スポーツ施設に関する直接的な規定を定めた法令は、現時点では存在しないが、「スポーツ基本法」及び、「障害者基本法」において、障がい者に配慮したスポーツ施設の整備に関する行政の責務が示されている。

○スポーツ基本法

第2条（基本理念）

スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

第12条（スポーツ施設の整備等）

国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。スポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

○障害者基本法

第24条（経済的負担の軽減）

国及び地方公共団体は、障害者及び障害者を扶養する者の経済的負担の軽減を図り、又は障害者の自立の促進を図るため、税制上の措置、公共的施設の利用料等の減免その他必要な施策を講じなければならない。

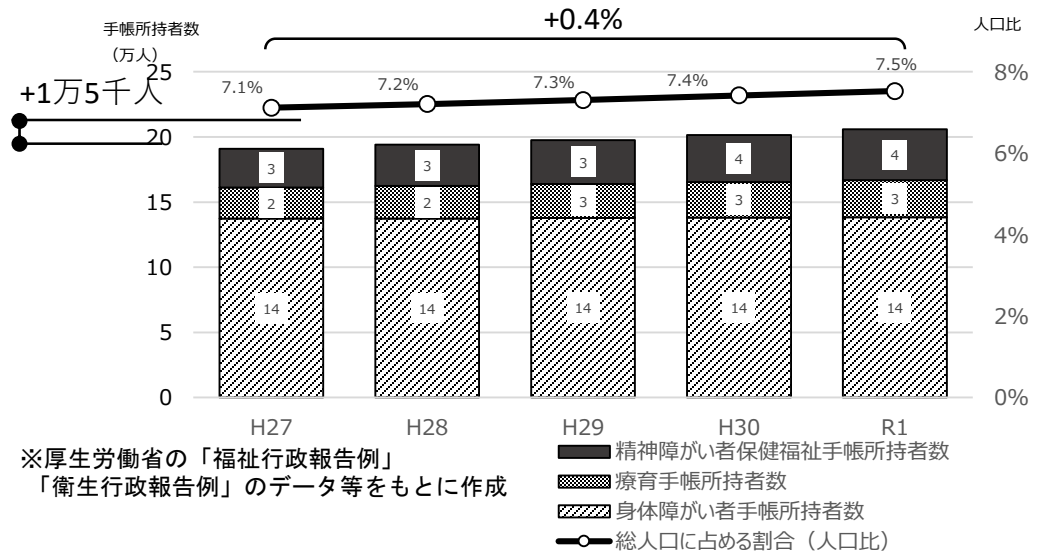
第25条（文化的諸条件の整備等）

国及び地方公共団体は、障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるようにするため、施設、設備その他の諸条件の整備、文化芸術、スポーツ等に関する活動の助成その他必要な施策を講じなければならない。

3 本市における障がい者及び障がい者スポーツの現状

障がい者手帳所持者数の推移

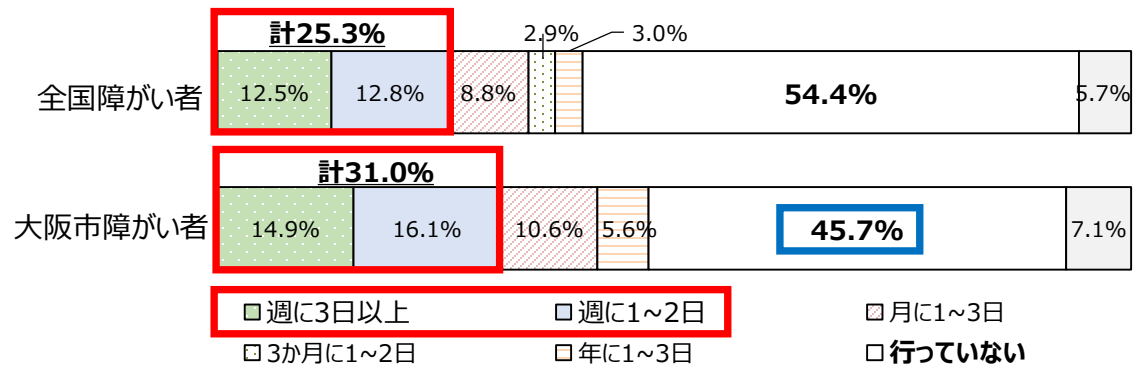
- 本市総人口に占める障がい者手帳の所持者数の割合及び所持者数は、平成27年度に比べ令和元年度には、それぞれ約0.4%、1万5千人増加している。



障がい者のスポーツ実施率

■週1回以上スポーツ・レクリエーションを行った障がい者(成人)の割合(実施率)

- 令和元年度における本市の成人障がい者の週1回以上のスポーツ実施率は31.0%となっており、全国平均の25.3%を上回るものの、国の第2期スポーツ基本計画の目標である40%には届いていない。



※全国：令和元年度「障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究（スポーツ庁）」をもとに作成
※大阪市：令和元年度「大阪市障がい者等基礎調査」をもとに作成

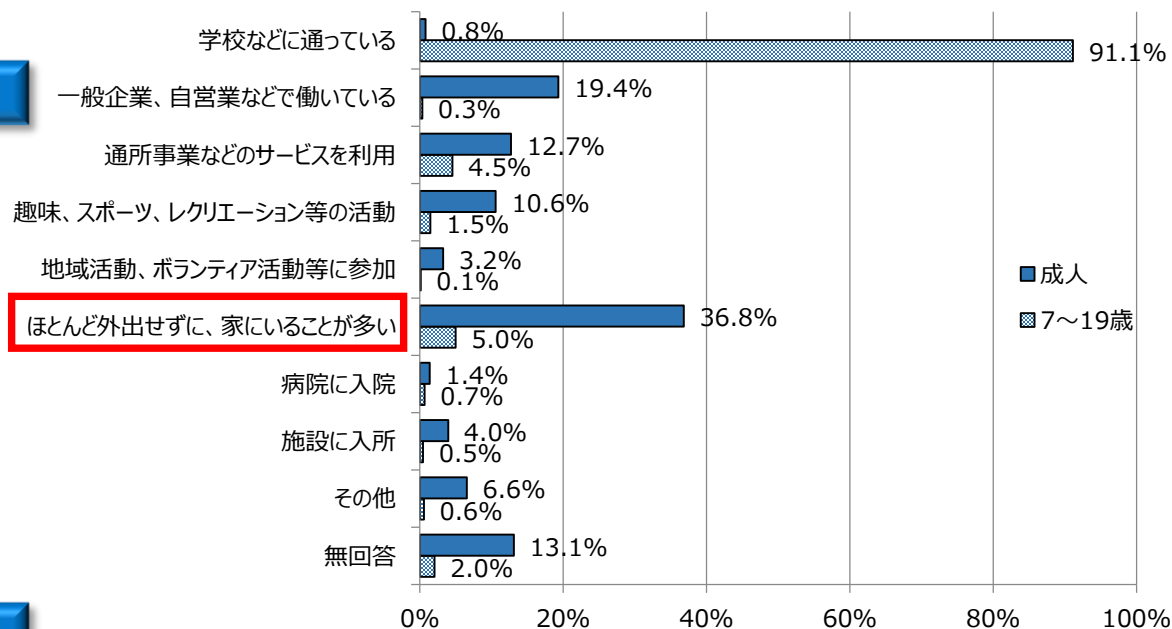
	実績 令和元年度	目標 第2期スポーツ基本計画 (スポーツ庁)
大阪市	31.0%	令和3年度までに 40%
全国平均	25.3%	

- 本市における全くスポーツを行っていない成人障がい者は45.7%となっている。

3 本市における障がい者及び障がい者スポーツの現状

障がい者の日中の主な行動（複数回答）

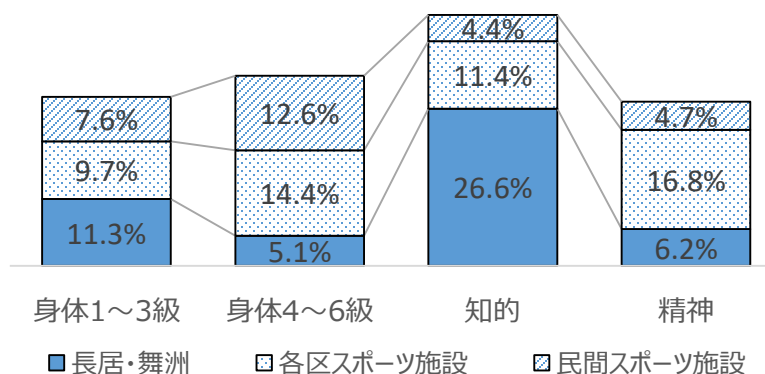
- ・成人障がい者の36.8%は、日中ほとんど外出せずに家にいることが多い。



※令和元年度「大阪市障がい者等基礎調査」をもとに作成

障がい種別ごとのスポーツ施設利用状況

- ・重度の身体障がい者や知的障がい者は、長居・舞洲スポーツセンターの利用割合が高い。
- ・比較的軽度の身体障がい者や精神障がい者は、各区スポーツ施設の利用割合が高い。

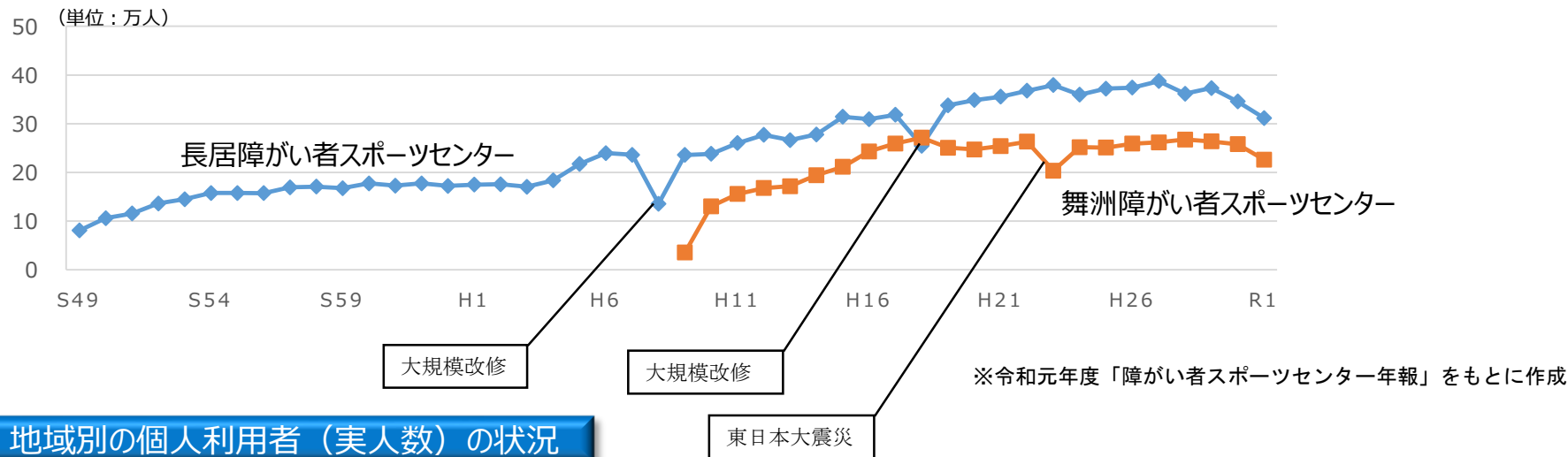


※令和元年度「大阪市障がい者等基礎調査」をもとに作成

3 本市における障がい者及び障がい者スポーツの現状

障がい者スポーツセンターの延べ利用者数の推移

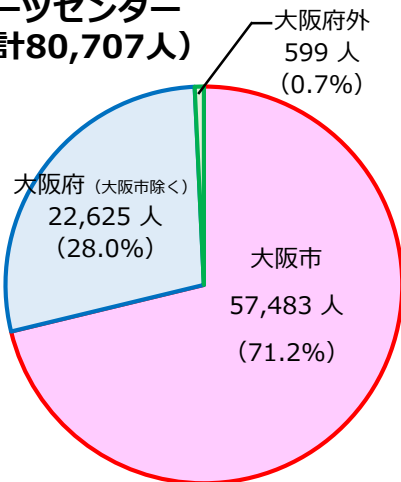
- 令和元年度では、長居障がい者スポーツセンターで約31万人、舞洲障がい者スポーツセンターで約23万人の年間の延べ利用者数がある。



地域別の個人利用者（実人数）の状況

長居障がい者スポーツセンター 地域別利用状況（計80,707人）

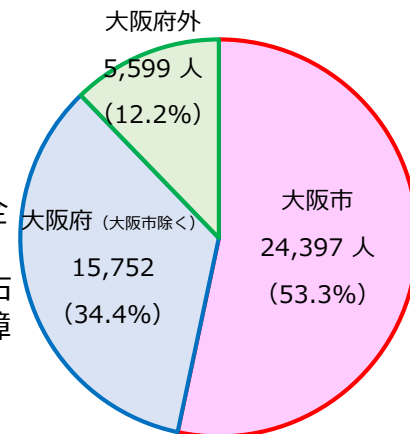
- 市内利用者が全体の71.2%を占めており、市域南部の利用者が比較的多い。
- 市外利用者では、堺市の9,013人（全体の11.2%）をはじめ、大阪府内の利用者が多くを占めている。



※令和元年度「障がい者スポーツセンター年報」をもとに作成

舞洲障がい者スポーツセンター 地域別利用状況（計45,748人）

- 市内利用者が全体の53.3%を占めており、市域西部の利用者が比較的多い。
- 市外利用者では、大阪府内が全体の34.4%を占めている一方、大阪府外では全体の12.2%を占める5,599人となっており、長居障がい者スポーツセンターにおける大阪府外の利用者数である599人の10倍近くになっている。

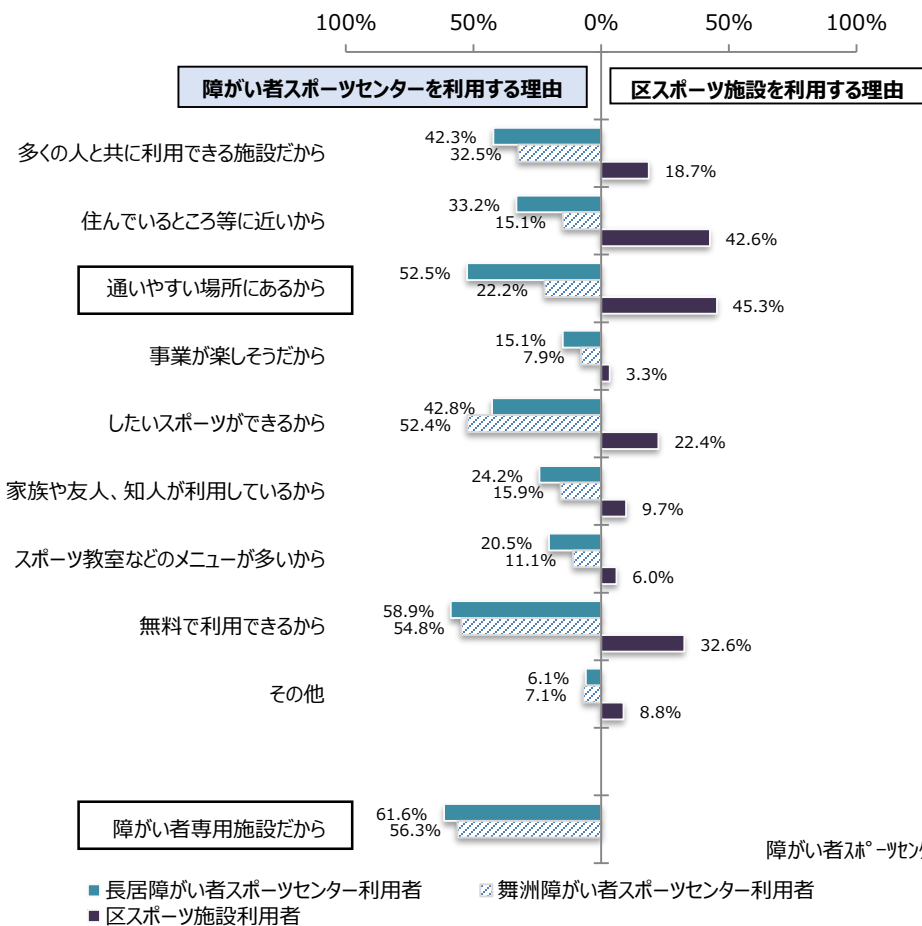


※令和元年度「障がい者スポーツセンター年報」をもとに作成

4 利用者等へのアンケート結果の概要

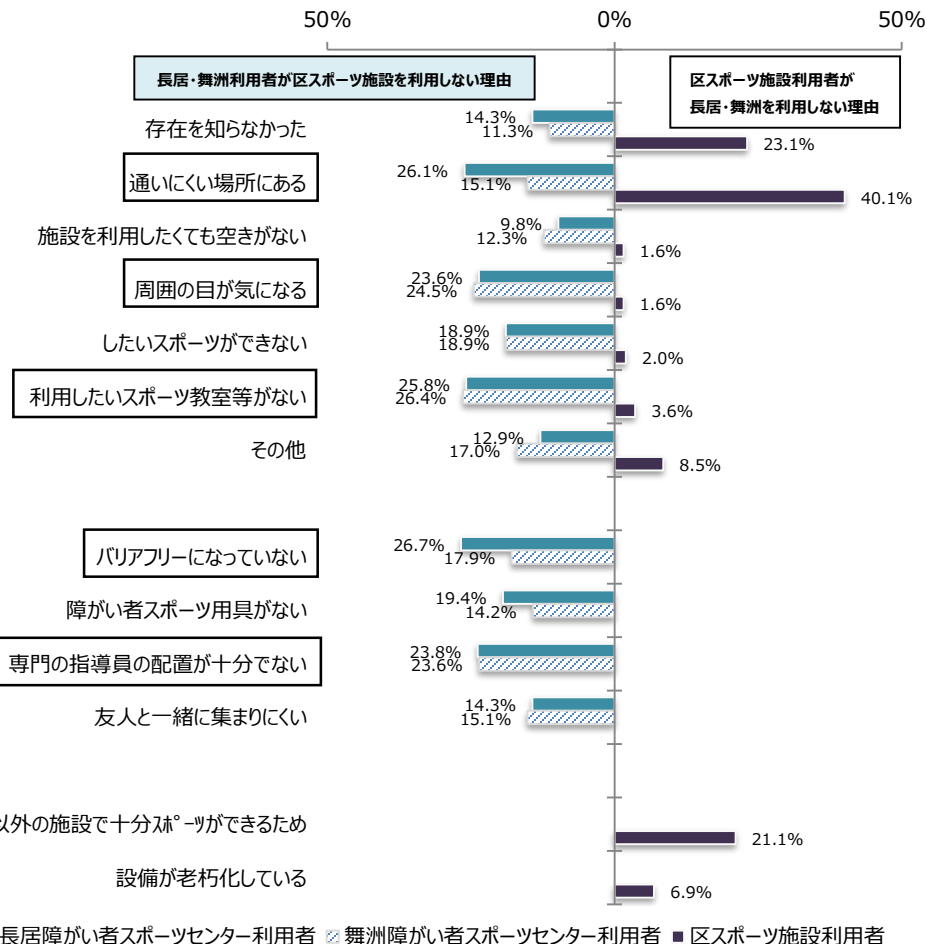
各施設の利用理由

- ・長居・舞洲障がい者スポーツセンターの利用者
「障がい者専用の施設だから」との回答が最多。
- ・区スポーツ施設の利用者
「通いやすい場所にあるから」等アクセス面による理由が多い。



他方の施設を利用しない理由

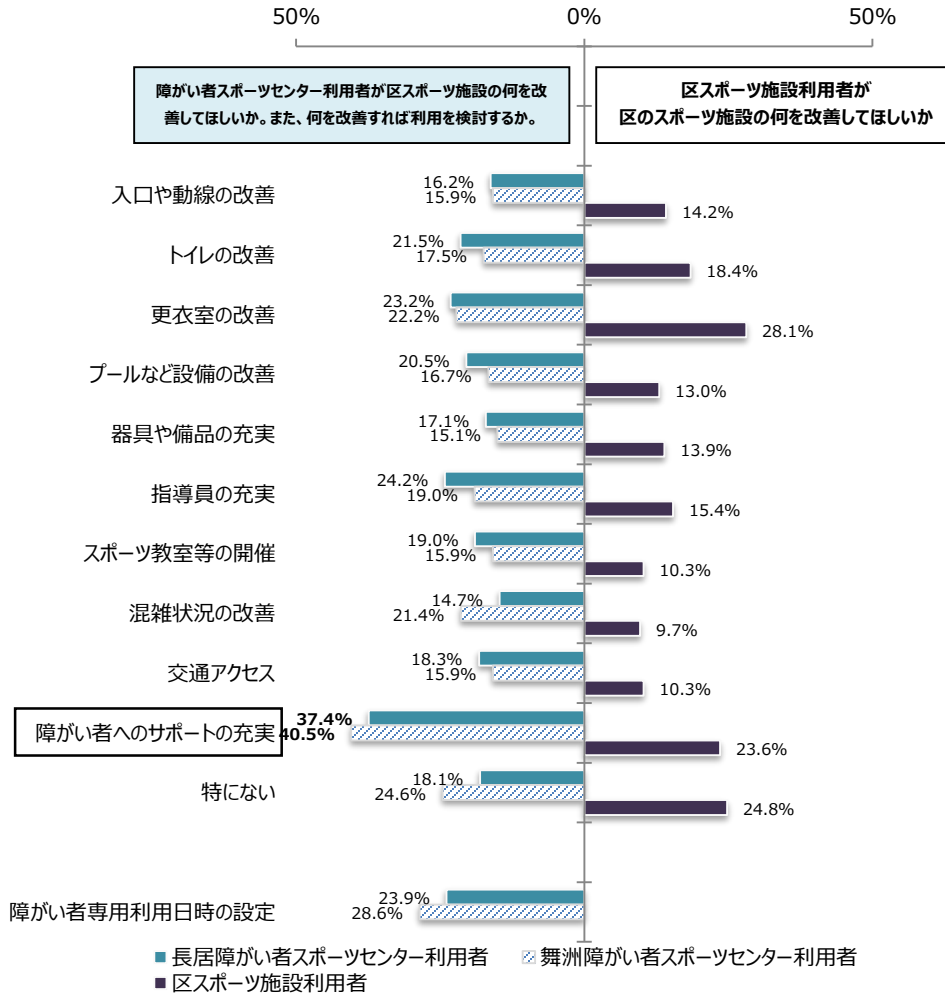
- ・長居・舞洲障がい者スポーツセンターの利用者
「バリアフリーになっていない」等のハード面や、「利用したいスポーツ教室等がない」、「専門の指導員の配置が十分でない」等のソフト面に加え、「周囲の目が気になる」といった環境面等が多い。
- ・区スポーツ施設の利用者
「通いにくい場所にある」との回答が多い。



4 利用者等へのアンケート結果の概要

それぞれの利用者から区スポーツ施設に求める声

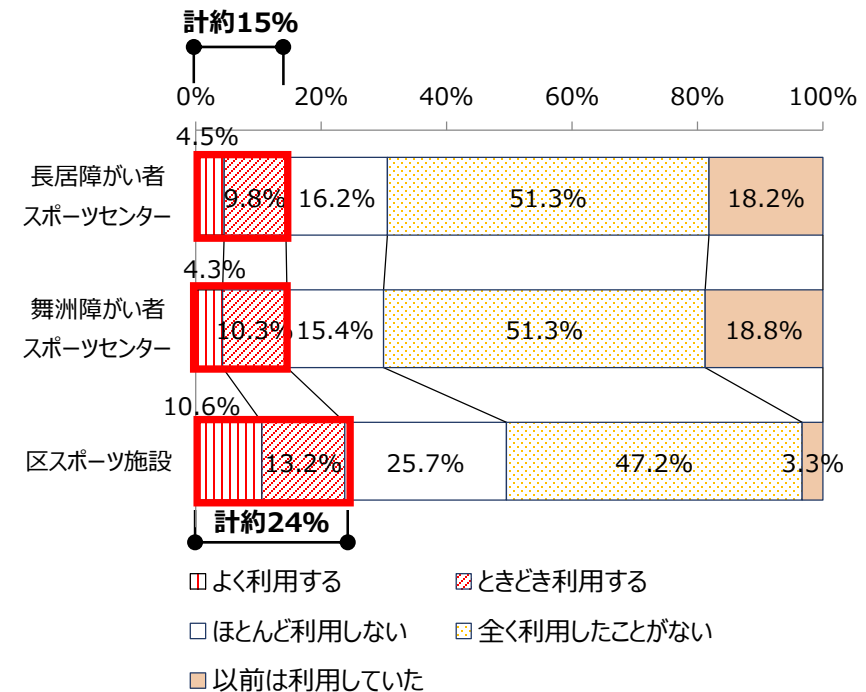
- 障がい者スポーツセンター利用者、区スポーツ施設利用者ともに、設備等ハード面の改善のほか、「障がい者へのサポートの充実」を求める声が多い。



民間スポーツ施設の利用状況

- 本市スポーツ施設の利用者で民間スポーツ施設を「よく利用する」、「ときどき利用する」と回答した人の割合は、下記のとおり。

長居・舞洲障がい者スポーツセンターの利用者：15%程度
区スポーツ施設の利用者：24%程度



※令和3年度「大阪市障がい者スポーツセンター利用者アンケート調査」及び「各区スポーツ施設利用者アンケート調査」をもとに作成

5 他都市比較（利用者数等）

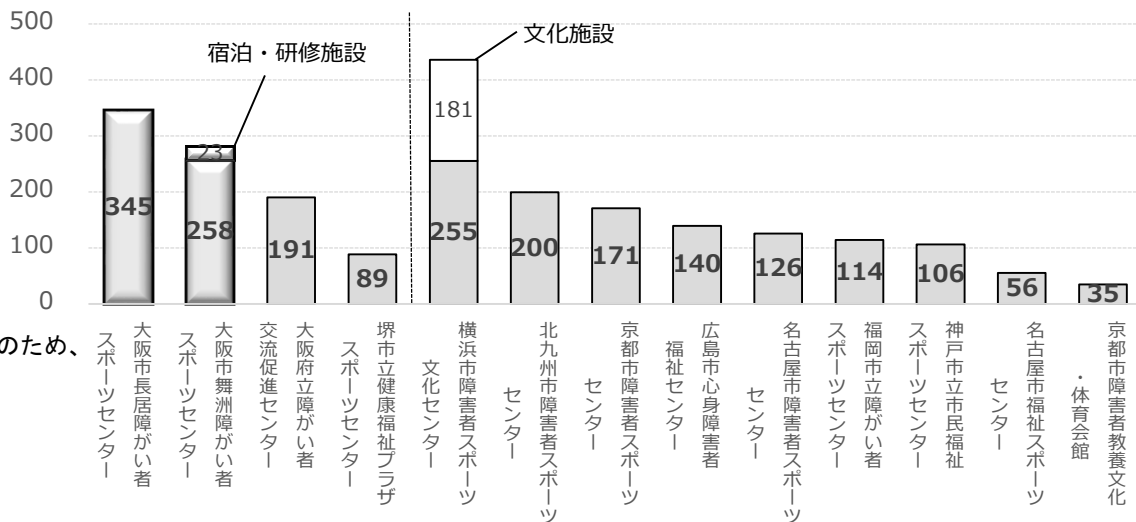
障がい者スポーツ拠点施設の利用者数

- スポーツ施設のみ利用者数（文化施設等にかかる利用者数を除く）を他都市と比較すると、長居障がい者スポーツセンターが1位、舞洲障がい者スポーツセンターが2位となっている。

※平成30年度の各施設の延べ利用者数の比較

横浜市障害者スポーツ文化センター上大岡は令和2年1月開設のため、比較対象外
「令和3年度他都市調査」をもとに作成

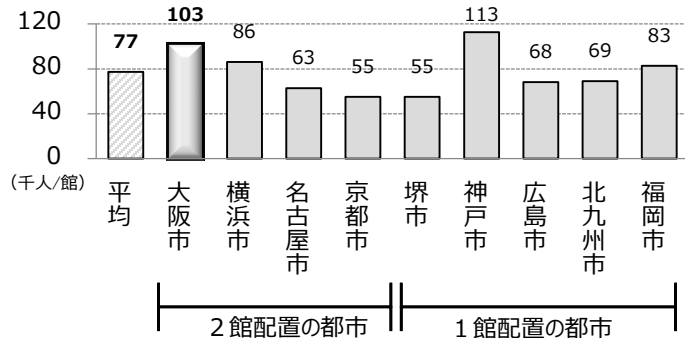
（単位：千人）



政令指定都市の主な障がい者スポーツ拠点施設と1館あたりの障がい者数

- 本市では、2館の障がい者スポーツ拠点施設を整備しているものの、障がい者10万3千人あたりに1館を設置していることとなり、1館あたりの障がい者数は比較した都市の中で2番目に多い状況となっている。

1館あたりの障がい者数※



※1館あたりの障がい者数

=各都市障がい者手帳所持者数/施設数

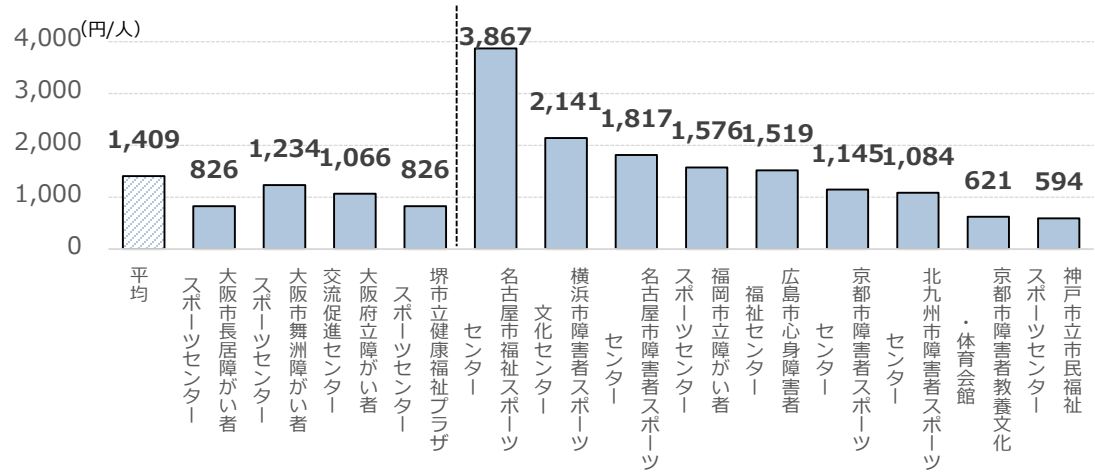
大阪市	大阪市長居障がい者スポーツセンター 大阪市舞洲障がい者スポーツセンター
横浜市	横浜市障害者スポーツ文化センター 横浜市障害者スポーツ文化センターラポール上大岡
名古屋市	名古屋市障害者スポーツセンター 名古屋市福祉スポーツセンター
京都市	京都市障害者スポーツセンター 京都市障害者教養文化・体育会館
堺市	堺市立健康福祉プラザスポーツセンター
神戸市	神戸市立市民福祉スポーツセンター
広島市	広島市心身障害者福祉センター
北九州市	北九州市障害者スポーツセンター
福岡市	福岡市立障がい者スポーツセンター

厚生労働省の「福祉行政報告例」「衛生行政報告例」のデータ等をもとに作成

6 他都市比較（運営コスト）

利用者1人あたりの運営コスト比較

- 本市の障がい者スポーツ拠点施設は、利用者数が多いこともあり、利用者1人あたりの運営コスト（指定管理代行料/延べ利用者数）は、全国的に見ても平均より低くなっている。



※平成30年度の各施設の延べ利用者数の比較

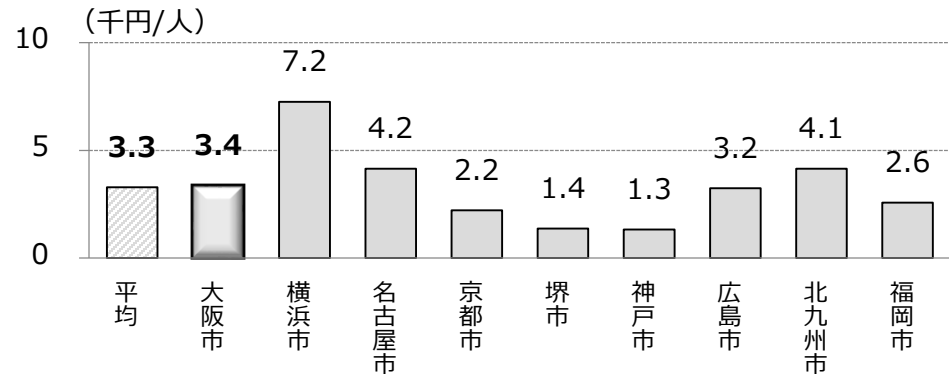
横浜市障害者スポーツ文化センター上大岡は令和2年1月開設のため、比較対象外

「令和3年度他都市調査」をもとに作成

障がい者1人あたりの障がい者スポーツ関連予算

- 本市の障がい者1人あたりの障がい者スポーツ関連予算※は約3千4百円/人となっており、9政令指定都市平均の約3千3百円/人とほぼ同程度となっている。

※障がい者スポーツ関連予算には、指定管理代行料、障がい者スポーツ振興事業等を含む



※令和2年度当初予算（「各市ホームページ」をもとに作成）

7 新公会計制度によるコスト比較

大阪府とのコスト比較

- 減価償却費など現金を伴わない費用についても計上する、新公会計制度に基づく行政コスト計算書（令和元年度）をもとに、本市所管 2 施設と大阪府所管 2 施設の障がい者スポーツ拠点施設を比較すると、自治体単位での利用者 1 人あたりの運営コストは、本市では1,553円/人となっており、大阪府の1,650円/人と比べると同等以下に抑えられている。

令和元年度 行政コスト比較		大阪市		大阪府	
		長居SC	舞洲SC	ファイン大阪	稲SC
経常費用① (千円)		309,450	525,461	271,818	72,113
人件費(給与関係費)等		3,492	3,492	24,616	9,517
	給与関係費	3,412	3,412	18,051	8,449
	その他	80	80	6,565	1,068
物件費等		287,987	350,813	212,322	45,872
	物件費(管理運営委託料等)	287,792	350,813	212,322	45,872
	維持補修費	195	0	0	0
減価償却費		17,971	166,551	34,694	15,958
支払利息及び手数料		0	4,604	188	767
利用者数② (人)		311,583	225,974	176,640	31,786
利用者1人あたり費用①/② (施設単位:円/人)		993	2,325	1,538	2,268
利用者1人あたり費用①/② (自治体単位:円/人)		1,553		1,650	

※ 障がい者スポーツセンターについては、大阪市では事業単位、大阪府では施設単位で事業別財務諸表を作成し公表している。
上表の大阪市施設別財務諸表は今回調べ。他の政令指定都市については、令和3年時点で未公表。

8 現状分析

① 関連法令（スポーツ基本法、障害者基本法）

- ・ 地方公共団体の責務として、障害者が円滑にスポーツを行うことができるよう、施設、設備その他の諸条件の整備等を講じなければならないとともに、障がい者等の経済的負担の軽減を図ること等が求められている。

② 障がい者スポーツの普及促進

- ・ 本市の障がい者のスポーツ実施率は国の目標を達成しておらず、全くスポーツを行っていない成人障がい者が45.7%となっているとともに、日中ほとんど外出せずに家にいることが多いと回答した人も36.8%見受けられる状況にあり、スポーツに不安を持つ障がい者が気軽に参加できる環境の充実や機会づくりが必要である。

③ 利用者ニーズから見た各施設の役割等

- ・ 長居と舞洲の拠点施設は、利用者数が全国 1 位・ 2 位であり、特に重度の身体障がい者や知的障がい者の利用 ニーズが高い一方、各区スポーツ施設では、比較的軽度の身体障がい者や精神障がい者の利用が多い。
- ・ 拠点施設を利用する理由としては専用施設であることが多く、また、各区スポーツ施設を利用しない理由としては、バリアフリーでない等のハード面や専門指導員の配置不足等ソフト面のものがあり、それ以外にも拠点施設に対して存続を求める声も多くあがっている。

④ コスト面

- ・ 平成30年度のデータで、利用者 1 人あたりの運営コストを他の政令都市の類似規模施設と比較しても平均以下となっており、両拠点施設とも過大な支出とはなっていない状況といえる。
- ・ 新公会計制度を導入している大阪府の類似施設と、減価償却等現金を伴わない費用を含めた行政コスト計算書で比較しても、利用者 1 人あたりのコストは大阪府と同等以下に抑えられている状況にある。
- ・ 市政改革プラン策定時の平成24年度市債残高は約4兆9,150億円となっていたが、直近の令和 3 年度見込みでは約3兆2,770億円にまで減少させることができている。

⑤ 長居障がい者スポーツセンターの老朽化

- ・ 長居障がい者スポーツセンターは昭和49年に建設され、令和 3 年現在で築後47年が経過している。
- ・ 平成 8 年度に実施した耐震診断結果では、現行の耐震基準を満たしているものの、福祉局が令和 2 年度に行った耐力度調査では、プール棟でのコンクリート圧縮強度不足や、体育室棟でのコンクリートの中性化が進んでいることが判明しており、建物構造上の課題が生じている。

9 障がい者スポーツ拠点施設の将来の方向性

【現状分析より】

障がい者スポーツセンターは、特に重度の障がい者や知的障がい者から高いニーズがあるとともに、障がい者スポーツ指導員の育成拠点としても重要な役割を担っており、全国でも最多レベルの利用者数や、本市における障がい者手帳所持者数の最近の推移も鑑みると、

- ・ 今後も両拠点施設が果たしている機能を本市域において維持していく必要がある。

将来的な人口減少も見据えた施設規模の最適化の視点から、本市拠点施設の今後のあり方について、3つのケースを設定し検討する。

ケース① 拠点2施設(長居・舞洲障がい者スポーツセンター)を廃止し、民間施設で代替 ⇒×

- ・ 両拠点施設が担う全国1位・2位の利用ニーズや、障がい者専用施設を必要とする重度の身体障がい者や知的障がい者等のニーズ対応を担うことのできる民間スポーツ施設は存在せず、現実的ではない。

ケース② 舞洲障がい者スポーツセンターにおいて拠点機能を確保し、長居障がい者スポーツセンターを廃止 ⇒×

- ・ 長居が担う全国1位のニーズや、アクセスの良さを必要とする重度の障がい者のニーズ等に対して、舞洲で対応することは現実的でない。

ケース③ 長居障がい者スポーツセンターにおいて拠点機能を確保し、舞洲障がい者スポーツセンターを廃止 ⇒△

- ・ 舞洲が担う全国2位のニーズや、各種競技スポーツ、宿泊施設のニーズ等に対して、長居や民間施設等に対応することは現状では困難である。
- ・ 長居・舞洲の2施設を管理・運営していても、他都市と比べて過大な経費負担を生じているものではない中で、築24年と比較的新しい施設である舞洲を直ちに廃止することは現実的ではない。
- ・ 長居で拠点機能の確保を図る場合には、施設の老朽化対策が必要であるが、長寿命化を図った場合と早期に建替えを行った場合のコストを比較すると、早期に建替えた方がコスト削減につながる。
- ・ 舞洲の市外利用者が約47%となっていることや、将来的に人口減少が見込まれていること等から、今後の社会経済情勢を踏まえ、国や府との連携や施設のあり方について、改めて検討するべきである。

【まとめ】

- ・ 上記の検討結果を踏まえ、長居障がい者スポーツセンターは、コスト面からも建替えを検討することが望ましいものと判断する。
- ・ しかしながら、将来的には人口が減少に転じることが想定されている状況等に鑑み、現行の2館体制については、将来の施設需要を勘案しながら、施設のあり方を適時検討する必要がある、長居障がい者スポーツセンターの建替え完了後、5年を目途に利用状況や社会経済情勢を踏まえ、改めて検討を実施するべき。

10 長居障がい者スポーツセンターの建替えに向けた今後の検討の留意事項

○ 建替え用地の検討

- ・ 現利用者の交通アクセスの利便性や、府内最大で市内唯一の運動公園内の立地特性を考慮し、鉄道駅勢圏半径 1 km 範囲内を確認したが、現建物に見合う利便性の高い適切な用地は存在しない。
- ・ このため、長居公園内において建替える場合には、建築基準法等による日影規制、都市公園法等による建蔽率の規制等について事前把握が必要。

○ 建替え時の施設計画における機能確保の検討

- ・ 建替え工事期間中においても継続してスポーツができるよう配慮することが必要。
- ・ 感染対策や、将来的な障がい者スポーツのニーズの変化等にも機動的に対応できる持続可能な施設計画とするべきである。

○ 他施設との複合化等の検討

- ・ 地域特性や施設特性を勘案しながら、他施設との複合化や多機能化により、効率的な施設整備に努める必要がある。

○ 整備・運営手法の検討

- ・ P F I 手法の導入など民間活用の可能性を積極的に検討するべきである。
- ・ ライフサイクルコストの低減化を図る必要がある。

○ 適切な利用者負担のあり方の検討

- ・ 障害者基本法第24条の趣旨を踏まえ、利用者負担について、市内と市外（大阪府内）において差を設けていない（無料）が、市外の利用者割合は、長居障がい者スポーツセンターでは約29%、舞洲障がい者スポーツセンターでは約47%となっており、適切な利用者負担のあり方について検討していく必要がある。

《参考》 長居公園内の主な建築物

公園内の主な建築物	所管局等	建築面積
長居障がい者スポーツセンター	福祉局	5,600㎡
長居陸上競技場	経済戦略局	26,692㎡
長居第2陸上競技場	経済戦略局	2,910㎡
長居プール	経済戦略局	2,977㎡
花と緑と自然の情報センター	建設局	3,507㎡
自然史博物館	地方独立行政法人 大阪市博物館機構	8,860㎡
長居球技場	経済戦略局	6,881㎡
その他駐車場・便所等を含む公園内の建築面積合計		75,310㎡

